

甲子園大学動物実験室細則

第1条 この細則は、甲子園大学動物実験室（以下「実験室」という。）の運営に関する必要な事項を定める。

第2条 実験室に管理担当者（以下「担当者」という。）を置く。

2 担当者には、本学の教員をもって充てる。

3 担当者の選出については、動物実験委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、栄養学部教授会の承認を得るものとする。

4 担当者の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

5 担当者は、委員会委員長の命を受け、実験室の使用及び施設・設備管理の任にあたる。

第3条 実験室を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 本学栄養学部教員

(2) 本学栄養学部学生で委員会が認めた者

(3) その他委員会で認めた者

第4条 実験室の使用時間は、原則として次のとおりとする。

(1) 平日 午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 土曜日 午前8時30分から午後12時10分まで

(3) 長期休業期間中については、別に定める。

第5条 実験室の閉室日は、原則として次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 学院創立記念日

(4) 12月28日から翌年1月3日まで

(5) 学院追悼式の日

(6) その他委員会が必要と認めた日

第6条 前条及び第4条に指定する日又は時間以外に、実験室を使用する必要がある場合は、あらかじめ願い出て委員会委員長の使用許可を得なければならない。ただし、学生の使用願い出及び使用にあたっては、指導教員がその責任を持つものとする。

2 前項の細則による使用の願い出にあたっては、使用する日時及び理由を記載した書類を1週間前までに、担当者へ提出しなければならない。

第7条 実験室への入・退出の方法、実験器材及び検体の搬出入、飼育器材の搬出入等実験室使用に関する具体的事項は、別に定める。

第8条 施設、設備等を汚損し、または紛失した場合は、直ちに担当者に届け出なければならない。故意による場合は、相当額の弁償をするものとする。

第 9 条 この細則に反した者、又は担当者の指示に従わなかった者に対しては、委員会の承認を得て、一定期間、実験室の使用を停止又は制限することができる。

第 10 条 この細則の改廃は、委員会で協議の上、栄養学部教授会及び評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、昭和 61 年 11 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 6 月 17 日から施行する。